

千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 外国人学校における地域交流の取組みを促進し、もって在籍する児童及び生徒の健やかな成長と自立を促すため、市長は、外国人学校が実施する児童及び生徒と地域住民との交流に資する事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該外国人学校に対し補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「外国人学校」とは、本市に所在する各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校をいう。）であって、我が国に居住する外国人の子ども（同法第1条に定める小学校又は中学校の児童又は生徒に相当する年齢の子どもに限る。）を教育するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、外国人学校が実施する学校行事のうち、児童及び生徒の地域住民との交流に資するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域住民に広く周知され、その参加を促していること。
- (2) 児童又は生徒が音楽、舞踊、演劇、伝統芸能その他の芸術及び芸能を実演又は展示し、これを地域住民が鑑賞する機会が設けられていること。
- (3) 営利を目的とするものでないこと。
- (4) 政治的目的を有するものでないこと。
- (5) 宗教的目的を有するものでないこと。
- (6) その他市長が適当でないと認めるものでないこと。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、市長が指定する期日までに、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助事業者は、第6条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市外国人学校地域交流事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 変更計画に係る収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査し、補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更(中止又は廃止)について承認の可否を決定し、千葉市外国人学校地域交流事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、市長から事業の遂行状況について報告の要求があったときは、その事業状況等を報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により補助事業の実績を報告しようとするときは、千葉市外国人学校地域交流事業実績報告書(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象経費に係る領収書(写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市外国人学校地域交流事業補助金額確定通知書

(様式第6号) によるものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県外国人学校地域交流事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県外国人学校地域交流事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県外国人学校地域交流事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表

補助対象経費	<p>補助対象事業を実施するために必要な次に掲げる経費のうち、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、保険料、委託料、施設機材等の使用料・賃借料、備品購入費及び負担金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助対象事業の地域への周知・広報に係る経費 2. 補助対象事業の会場の確保・設営に係る経費 3. 第3条第2号に掲げる芸術及び芸能を実演するために児童又は生徒が使用する物品等の調達及び維持管理に係る経費
補助率	補助対象経費の10分の10
補助上限額	<p>1校あたり年間500千円</p> <p>ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>

様式第1号

年 月 日

外国人学校地域交流事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者： _____

所在地： _____

代表者名： _____ 印

本学における児童・生徒の地域交流の促進を図るため、 _____ 年度補助金の交付を受けたいので、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第5条に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 交付申請額： _____ 円

2. 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書（補助対象事業が複数ある場合は、当該事業ごとに作成すること。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号

千葉市指令第 号

年 月 日

所在地： _____

法人名： _____

代表者名： _____ 様

千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった千葉市外国人学校地域交流事業補助金について、次のとおり決定したので、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 交付決定額： _____円

<交付の条件>

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。ただし、補助対象経費の20%以内の変更等軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号

年 月 日

千葉市外国人学校地域交流事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

補助事業者：_____

所在地：_____

代表者名：_____ 印

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定のあった本事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第8条第1項に基づき、関係書類を添えて承認を申請します。

1. 変更（中止・廃止）の内容及び理由

2. 添付書類

（1）事業変更計画書

（2）変更計画に係る収支予算書

（補助対象事業が複数ある場合は、当該事業ごとに作成すること。）

（3）その他市長が必要と認める書類

様式第4号

千葉市指令第 号

年 月 日

所在地： _____

法人名： _____

代表者名： _____ 様

千葉市外国人学校地域交流事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書

年 月 日付申請のあった千葉市外国人学校地域交流事業変更（中止・廃止）申請について、下記のとおり決定したので、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 変更後補助金額： _____円

2 既交付決定額： _____円

3 変更額： _____円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

年 月 日

千葉県外国人学校地域交流事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

補助事業者：_____

所在地：_____

代表者名：_____ 印

年 月 日付千葉市指令第 号により補助金の交付決定のあった本事業の実績について、千葉県外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第10条に基づき、関係書類を添えて報告します。

1 事業完了年月日： 年 月 日

2 補助金交付決定額： _____ 円

3 補助事業の経費精算額： _____ 円

4 添付書類

- (1) 収支決算書（補助対象事業が複数ある場合は、当該事業ごとに作成すること。）
- (2) 補助対象経費に係る領収書（写し）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号

千葉県達第 号
年 月 日

所在地： _____

法人名： _____

代表者名： _____ 様

千葉県外国人学校地域交流事業補助金額確定通知書

年 月 日付で提出のあった千葉県外国人学校地域交流事業実績報告書により、
本事業に係る 年度の補助金額を下記のとおり確定したので、千葉県外国人学校地域交流
事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

年 月 日

千葉県長 印

記

- 1 補助金の交付決定額： _____ 円
- 2 補助事業の経費精算額： _____ 円
- 3 補助金の確定額： _____ 円

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

千葉県外国人学校地域交流事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

補助事業者： _____

所在地： _____

代表者名： _____ 印

年 月 日付 第 号により補助金の確定のあった補助金の交付を受けたいので、千葉県外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第12条に基づき請求します。

1 補助金交付請求額： _____ 円

様式第8号

千葉市達第 号

年 月 日

所在地： _____

法人名： _____

代表者名： _____ 様

千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により通知した交付決定の全部又は一部を下記のとおり取り消すので、千葉市外国人学校地域交流事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

記

1 補助金交付決定額： _____ 円

2 取消額： _____ 円

3 取消後の交付決定額： _____ 円

4 理由

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第9号

千葉市達第 号
年 月 日

所在地： _____

法人名： _____

代表者名： _____ 様

千葉市外国人学校地域交流事業補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 補助金交付決定額： _____ 円
- 2 補助金の既交付額： _____年____月____日交付 _____ 円
_____年____月____日交付 _____ 円
合計 _____ 円
- 3 補助金の交付確定額： _____ 円
- 4 返還すべき金額： _____ 円
- 5 返還期限： _____年____月____日
- 6 返還を命ずる理由

7 返還方法

<審査請求等>

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。